

株式会社フレアコーポレーション

あんずラボ

介護予防)福祉用具貸与事業所重要事項説明書

1 事業者の表示

法 人 名	株式会社 フレアコーポレーション
代 表 者	代表取締役 山本 康二
所 在 地	兵庫県川西市小花1丁目12-16
連 絡 先 部 署 名	介護事業部
主 な 実 施 事 業	・訪問介護事業 ・通所介護事業 ・居宅介護支援事業
設 立 年 月 日	1997年 8月 8日
電 話 番 号	072-767-1151
F A X 番 号	072-767-1152
インターネットアドレス	http://www.furea.jp/

2 事業所の表示

事 業 所 名	あんずラボ
介 護 保 険 指 定 番 号	2873101832(兵庫県指定事業所)
所 在 地	川西市小花1丁目12-16-2F
電 話	072-767-1185
F A X 番 号	072-757-1073
開 設 年 月 日	2012年6月1日
営 業 日	月曜日 ~ 金曜日
営 業 時 間	8:30 ~ 17:30

3 事業所の責任者

職名	氏名
管理者	土橋 健司

4 事業実施地域

通常サービス提供地域	川西市・猪名川町・池田市・伊丹市・尼崎市・宝塚市・西宮市・能勢町・三田市・箕面市・豊中市
------------	--

* 上記地域内では交通費はサービス利用料に含まれております。

5 当事業所の目的及び運営方針

(1)事業所の目的

あんずラボ(以下「事業所」という。)が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(2)運営方針

1. 福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
2. 介護予防福祉用具貸与の提供に当たって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
3. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 従業員体制

職種	職務内容	人数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
専門相談員	1 福祉用具の使用方法的説明を行います。 2 (介護予防)福祉用具貸与計画の作成・変更等を行います。	常勤 1名

事業所は従業者の資質向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備します。

- ①採用時研修 ②継続研修 ③その他の研修

7 サービス内容と料金

(1) サービス内容

- 1 (介護予防)福祉用具貸与は、利用者に必要な福祉用具で厚生労働省が定めた種目の用具を貸与する介護保険サービスです。
- 2 事業者は、利用者の心身の状況や抱えるニーズを把握した上で、適切な福祉用具の選定援助、搬入・取付け、使用方法等の説明を行います。
- 3 事業者は主に次の(介護予防)福祉用具を貸与します。

1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品
5. 床ずれ防止用具 6. 体位変換器 7. 手すり 8. スロープ 9. 歩行器
10. 歩行補助杖 11. 移動用リフト(吊り具を除く) 12. 認知症老人徘徊感知機器

※介護保険法に基づき、原則として要支援または要介護1の認定該当者は下記の貸与種目については介護保険サービスの対象外となります。

1. 車いす 2. 車いす付属品 3. 特殊寝台 4. 特殊寝台付属品 5. 床ずれ防止用具 6. 体位変換器 7. 移動用リフト(吊り具を除く) 8. 認知症老人徘徊感知機器

(2) 利用料金

- ① 福祉用具レンタルサービス利用料は、当事業所の福祉用具カタログによります。
- ② 介護保険の給付サービスを利用する場合は、原則として利用額の1～2割負担になります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用を希望される場合等は、全額負担。
- ③ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月毎に要介護度に応じた利用料を全額自己負担頂き、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。当社のサービス提供証明書を後日、市役所介護保険課の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。
- ④ 次のような場合は、別途費用が必要となります。
 1. 搬入、搬出業務の際、特別な作業や措置が必要な場合
 2. 通常のサービス地域外の搬入、搬出業務の場合
 3. 契約期間中の転居等によりレンタル商品の移動を行う場合
- ⑤ サービスをキャンセルする場合は、下記の料金をいただきます。
 1. サービス提供日(商品の納品日)の前々日の17時までに担当する介護支援専門員(ケアマネージャー)または、当事業者にキャンセルの連絡があった場合は無料です。
 2. 当日キャンセルの場合は、介護報酬額の半額の金額となります。た

だし、急な入院や 緊急事態等で連絡が困難である場合は、対象外となります。

(3) 解約料

契約や解約に関するサービス利用料は、原則として下記の通り介護保険制度に基づく 算定基準に準じます。

契約	その月の15日以前	1ヶ月分の全額
	その月の15日以降	1ヶ月分の半額
解約	その月の15日以前	1ヶ月分の半額
	その月の15日以降	1ヶ月分の全額
その他	契約日から解約日までの日数が15日以内の場合	1ヶ月分の全額

8 サービス提供の手順

(1) 申込み

1. 利用者は、担当する居宅介護支援事業者(ケアプラン作成)等を通じてあんずラボ(事業者)の利用を申込みます。

(2) 説明と契約

1. 事業者は契約書及び重要事項に基づき説明を行い契約します。
2. 納品の日時や商品の設置場所等について相談します。

(3) 納品と用具の使用説明

1. 納品担当者が設置し、使用方法等の説明を行います。
担当者は身分証明書を携行し、初回訪問時および利用者又はその家族から求められたときは提示します。

(4) 利用料及びその他の費用の請求方法

1. 事業者は利用者に提供したレンタル用具に対して毎月請求を致します。

(5) 利用料及びその他の費用の支払い方法等

1. 利用者は、サービスご利用書の金額を月末までに支払います。
※銀行からの自動引落し契約にご協力ください。

(6) サービスの終了

- ① 利用者は、事業者に対してサービス提供を終了する場合は、1週間前までに通

知することで終了することができます。ただし、利用者の病気、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1週間以内に連絡できなくても終了することができます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文章で通知するとともに、地域の他の福祉用具貸与事業者を紹介いたします。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

1. 利用者のサービス利用料の支払い2ヶ月以上遅延し、催促にもかかわらず支払われない場合
2. 利用者又はご家族等が、事業者やサービス従事者に対して不信行為を行った場合
3. レンタル商品の利用場所が事業者のサービス区分外へ移転する場合

④ その他

利用者や家族等が当事業所や当事業所の専門相談員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 相談窓口

* 当事業所利用者相談・苦情担当

担 当	当事業所管理者	土橋 健司
電 話	072-767-1185	
相談時間	8:30~17:30	

* 川西市役所健康福祉部長寿・保険室長寿・介護保険課

川西市中央町12-1	電 話	072-740-1149
------------	-----	--------------

* 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護保険課

神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 センタープラザ16階	
電 話	078-332-5601

10 サービス内容の変更

- (1)福祉用具貸与サービスの内容を変更したい場合、事業所にお申し出下さい。
祉用具の利用目的に反する、安全性が確保できず、正当な使用が出来ないと判断される場合を除き、速やかに福祉用具貸与サービス内容を変更いたします

(2) 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

11 秘密の保持

- ① 当事業所の専門相談員その他の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所は、専門相談員その他の従業者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 当事業所はサービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書により得ます。

12 家族等への連絡

希望があった場合には、利用者への連絡と同様の通知を家族等へも行うものとし、連絡の方法については、その都度、利用者とその家族との話し合いに基づき行うものとする。

13 記録の保管

サービスの提供については記録を作成し、5年間保管し、利用者及び家族に限り、要求に応じ記録の閲覧・複写物の交付ができます。但し、複写費用は実費になります。

14 緊急時の対応

- ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 前項の事故の状況及び事故に際しての処置について記録します。

15 損害賠償

利用者に対する指定居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、賠償を速やかに行います。

16 損害保険への加入

《損害賠償保険内容》

保険会社名	損保ジャパン
保険名	企業総合賠償責任保険
保障の概要	1. 施設および業務遂行リスク ①被保険者が所有、使用または管理する各種施設の構造上の欠陥や管理上の不備によって生じた事故 ②施設の内外で行う生産・販売・サービス業務の遂行中の事故 2. 請負業務遂行リスク 建築工事、設備工事、土木工事など各種請負業務の遂行中の事故 3. 生産物リスク、作業終了・引渡し後のリスク ①製造、販売した生産物の欠陥によって生じた事故 ②業務の結果によって生じた事故 4. 人格権侵害・宣伝障害 ①不当な身体の拘束や製品・仕事の宣伝等による名誉き損やプライバシーの侵害 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損、またはプライバシーの侵害

17 暴力団等の影響の排除

従業者については、川西市暴力団排除に関する条例(平成 24 年 7 月 1 日)に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者ではないこととする。また、事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

18 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 土橋 健司

(2)成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

19 その他 事業所の責務について

- ・ハラスメント対策：就業環境が阻害されることを防止するために方針を明確化することと、ハラスメント対策について従業者に周知します。
- ・感染症予防および蔓延防止：事業所内において感染症の予防に努め、蔓延を防止する措置を講じます。
- ・非常災害時の対応：他のサービス事業所と連携を組んで 早期のサービス再開と構築に努めます。

20 留意事項

《専門相談員の禁止行為》

専門相談員は、利用者に対するサービス提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族からの金銭及び物品の授受
- ③ 利用者の家族に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくは家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族に行う迷惑行為

21 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合には、利用者にその内容を通知し、利用者又はその家族に同意の確認をいたします。

22 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

23 重要事項説明の確認等

指定（介護予防）福祉用具貸与の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 〒666-0015
兵庫県川西市小花1丁目12-16
株式会社フレアコーポレーション
代表取締役 山本 康二

説明者氏名 土橋 健司

私は、契約書および本書面により、事業者から指定（介護予防）福祉用具貸与についての重要事項の説明を受けました。

利用者

<住所> _____

<氏名> _____

利用者代理人

<住所> _____

<氏名> _____